



西宮市新型インフルエンザ対策行動計画 概要版

平成21年9月
西宮市

《 目 次 》

対策の基本方針

1．計画策定の趣旨	1
2．計画策定までの経緯	1
3．目 的	2
4．基本的考え方（想定に基づく対応）	2
5．体制の概要	4
6．行動計画の各段階の概要	5
（資 料）	
・ 国・県・市の主な役割	9
・ インフルエンザ情報ホームページURL	10

対策の基本方針

1. 計画策定の趣旨

本年、新型インフルエンザ（A/H1N1）が、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、本市でも感染者が発生している。今後、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）が突然変異で強毒化したり、従来より想定していた鳥インフルエンザ由来の、強毒性の新型インフルエンザ（A/H5N1）がパンデミックを引き起こす可能性も指摘されている。

今回の経験からも新型インフルエンザは、健康被害に加えて、社会・経済活動や市民生活にも大きな影響を与えることが確認された。従って、今回の対応経験を踏まえた新型インフルエンザ対策の行動計画策定は、本市の危機管理上も大変重要と考えられる。

本計画は、危機管理の原則にのっとり、強毒性への対応を主とし、弱毒性への対応を従として策定した。

また、本計画のもとに3編（対策本部運用編、医療対応編、市民生活対応編）からなる対策マニュアルを策定し、具体的かつ迅速な対応の準備とした。

2. 計画策定までの経緯

平成20年12月に策定された「西宮市新型インフルエンザ対策マニュアル」（暫定版）は、今回の本市対応の基本となったものであるが、従来の国・県の計画と同様、世界保健機関（WHO）のフェーズ分類に依拠したものであった。

平成21年2月、厚生労働省は、国内発生段階を新しく分類した「新型インフルエンザ対策行動計画」（全面改訂版）と9種類の「ガイドライン」を策定した。（ワクチンについては未策定）これを受け同年4月には、県が「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を策定した。本市においても、これらに続いて6月に本計画を策定すべく準備中に、今回のパンデミックが発生したため、完成が同年9月となったものである。

なお、弱毒性への対応については、国が本年6月19日に改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用方針」に依拠し、現状に即して対応することとする。

3. 目的

新型インフルエンザはその発生時期の正確な予知が困難であり、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を持たないことから、ひとたび国内で発生すると、現在の交通手段等の発達に伴い、市内への侵入も避けられず、パンデミックによる健康被害は甚大なものになると予想される。

それらが引き起こす社会・経済の破綻は市民生活に多大な影響を与えると考えられることから、新型インフルエンザに対する対策を本市における危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的としてその対策を講じる。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめる。
- 2 市民生活（社会・経済活動）を破綻に至らせない。

4. 基本的考え方（想定に基づく対応）

本行動計画は、過去のパンデミックや現在海外で発生している鳥インフルエンザ及びこの度の新型インフルエンザ(A/H1N1)を参考として考えられる次の想定を考慮し、策定する。

(1) 新型インフルエンザの発生時期及び期間

インフルエンザの新型ウイルスは、およそ10年から40年周期でウイルスの抗原性が既存のものとは全く異なるものが出現している。

また、その流行期間は、第1波を8週間と想定する。

(2) 初発発生場所及び国内（市内）への侵入

新型インフルエンザが発現する地域としては、現在、鳥インフルエンザウイルスによる感染が広がっている状況を考慮すると、東南アジアから中国の可能性が最も高いと考察する。

また現在の交通手段の発達により、国内（市内）への早期侵入が想定されることや、WHOによる新型ウイルスの確認・発表までに一定の調査期間（2週間程度から長い場合は3か月）を要することから、既に国内（市内）に患者が存在する可能性を想定し、海外での発生疑いが高い段階からの対応を必要とする。

(3) 新型インフルエンザの特徴

- ア 感染経路：飛沫感染、接触感染が主であり、空気感染は否定しないが頻度は低い。
- イ 潜伏期間：感染した人体における潜伏期間は、2～8日間（最大17日間）とされる。
- ウ 臨床症状：突然の高熱（ほとんどが38以上）、急性呼吸器症状（咳、くしゃみ、呼吸困難）。
- エ 感染可能期間：発症した日の1日前より7日目まで、または解熱後2日目まで（解熱した日を0日計算）。
- オ 治療・予防：新型インフルエンザの主症状の軽減に効果がある治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬（商品名「タミフル」、「リレンザ」）が一定程度有効と考えられており、内服薬で小児にも使用可能なタミフルを中心に、国・県で備蓄が進められている。

予防にはワクチンの接種が有効であるが、新型インフルエンザ専用ワクチン（パンデミックワクチン）は新型インフルエンザが発生後にそのウイルスを基に製造されるため、接種可能となるまでに数か月を要することから、流行のピークには間に合わない可能性が高いと考えられる。

そのため鳥インフルエンザ（H5N1亜型）を基に製造されたプレパンデミックワクチンが国において備蓄されており、医療従事者や社会機能維持者等を対象に接種を進めることが検討されている。

(4) 人的被害の想定

項目	国	兵庫県	西宮市
罹患割合	25%	25%	25%
外来受診患者数	約1,300万～ 2,500万人	約57万～ 110万人	約49,300～ 91,500人
入院患者数	約53万～200万人	約23,000～ 88,000人	約700～2,000人
死亡者数	約17万～64万人	約7,500～ 28,000人	約300～700人

5 . 体制の概要

新型インフルエンザ対策に係る西宮市の体制については、防災・安全局が取りまとめる全庁的な危機管理体制を基本とする。また、健康福祉局などの各部局が主体的に取りまとめる取り組みと併せ、関係機関・団体及び市民とともに協力・連携する全市的体制を整備する。

全庁的な対策に係る組織として、下記の組織を設置する。

1 西宮市新型インフルエンザ対策本部

2 西宮市新型インフルエンザ対策調整会議

【上記組織 1、2 の概要】

	西宮市新型インフルエンザ 対策本部	西宮市新型インフルエンザ 対策調整会議
本部長 及びリーダー	本部長：市長 副本部長：副市長 ：教育長 ：水道事業管理者 ：中央病院長	リーダー：防災・安全局長 （統制事務担当） ：健康福祉局長 （保健医療事務担当） 副リーダー：危機管理担当顧問 ：保健所長
構成員	本部員：各局長、危機管理担当顧問 /及び保健所長	各部長
設置基準	国内で、新型インフルエンザが発生したとき等（周辺諸国で発生した場合の設置もある）	必要に応じて開催
主な業務	・市全体に係る対策(政策)判断、決定 ・市民へのメッセージ発信	・各種対応の検討 ・各種対策の実施、調整

必要に応じて上記会議への学識アドバイザーや外部機関の参画を求めるとともに、保健所に「西宮市新型インフルエンザ保健所対策本部」を設置する。

6. 行動計画の各段階の概要

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対策方針を下記に定める。

【 前段階 】 ~未発生期~ (新型インフルエンザが発生していない状態)
〔 目標 〕
インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生状況の把握 鳥インフルエンザの防疫、人への感染防止 新型インフルエンザ発生の早期発見 新型インフルエンザに備えた準備行動
〔 主な対策 〕
インフルエンザ・鳥インフルエンザ情報の収集 市民への新型インフルエンザ対策普及啓発 鳥インフルエンザ発生地域への旅行者等に対する注意喚起 地域医療体制の整備 (新型インフルエンザ発生時の発熱外来医療機関の確保) 新型インフルエンザに備えた医療体制の確保 抗インフルエンザ薬の備蓄、ワクチンの流通監視 家きん類における鳥インフルエンザの流行監視 兵庫県立健康科学研究センターとの検査協力体制の整備
【 第1段階 】 ~海外発生期~ (海外で新型インフルエンザが発生した状態)
〔 目標 〕
国内発生に備えた全市的な対策の実施 市内における新型インフルエンザの早期発見 市内発生に備えた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
「西宮市新型インフルエンザ対策本部」の設置 市長メッセージの発表 (市民への注意喚起) 新型インフルエンザ発熱相談窓口及び一般電話相談窓口の設置 早期発見のため、サーベイランス体制の強化 発生地域からの帰国者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査 原因不明の発熱者・重度の呼吸器系症状患者の受診状況調査 発熱外来医療機関における患者受入れ体制の要請 抗インフルエンザ薬の流通監視の強化 (兵庫県との連携) ワクチン接種体制の整備 兵庫県立健康科学研究センターとの検査体制を強化

【 第 2 段階 】 ~ 国内発生早期 ~ (国内遠隔地で新型インフルエンザが発生した状態)
〔 目標 〕
市内発生に備えた全市的な対策の実施 市内における新型インフルエンザ患者の早期発見 市内で発生した際の迅速な調査対応、封じ込めの徹底 感染拡大に備えた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 早期発見のため、サーベイランス体制の強化 発生地域の滞在者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査 濃厚接触者等に対する抗インフルエンザ薬予防投与と経過観察 抗インフルエンザ薬の流通監視の強化（兵庫県との連携） ワクチン接種体制の整備 不要不急の外出、集会等の自粛、学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請 外出時のマスク着用等の呼びかけ

（弱毒性の場合）

上記 については最新の国の指針に基づき実施、 、 については不要

【 第 3 段階 】 ~ 感染拡大期 ~ (市内及び近隣市町で新型インフルエンザが発生した状態)
〔 目標 〕
可能な限り流行拡大を防止 患者増加に備えた外来、入院医療機関の確保 社会機能の維持、パニックの防止
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 感染拡大を防止するため、相談体制、情報提供体制の強化 感染症指定医療機関等を中心に外来、入院の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備 外出や集会、イベント等の自粛、ライフラインの確保 学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請 社会不安を解消する広報活動の強化

（弱毒性の場合）

上記 、 については最新の国の指針に基づき要請

【 第3段階 】 ~まん延期~ (入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態)
〔 目標 〕
大流行による社会機能破綻の回避 大流行に応じた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 社会機能維持事業者への事業継続要請 外出や集会、イベント等の自粛、企業等事業活動縮小の徹底を要請 患者の急増時の仮設外来の設置、可能な限りの在宅患者サービスの実施 入院可能な医療機関の確保 遺体安置所の設置

(弱毒性の場合)

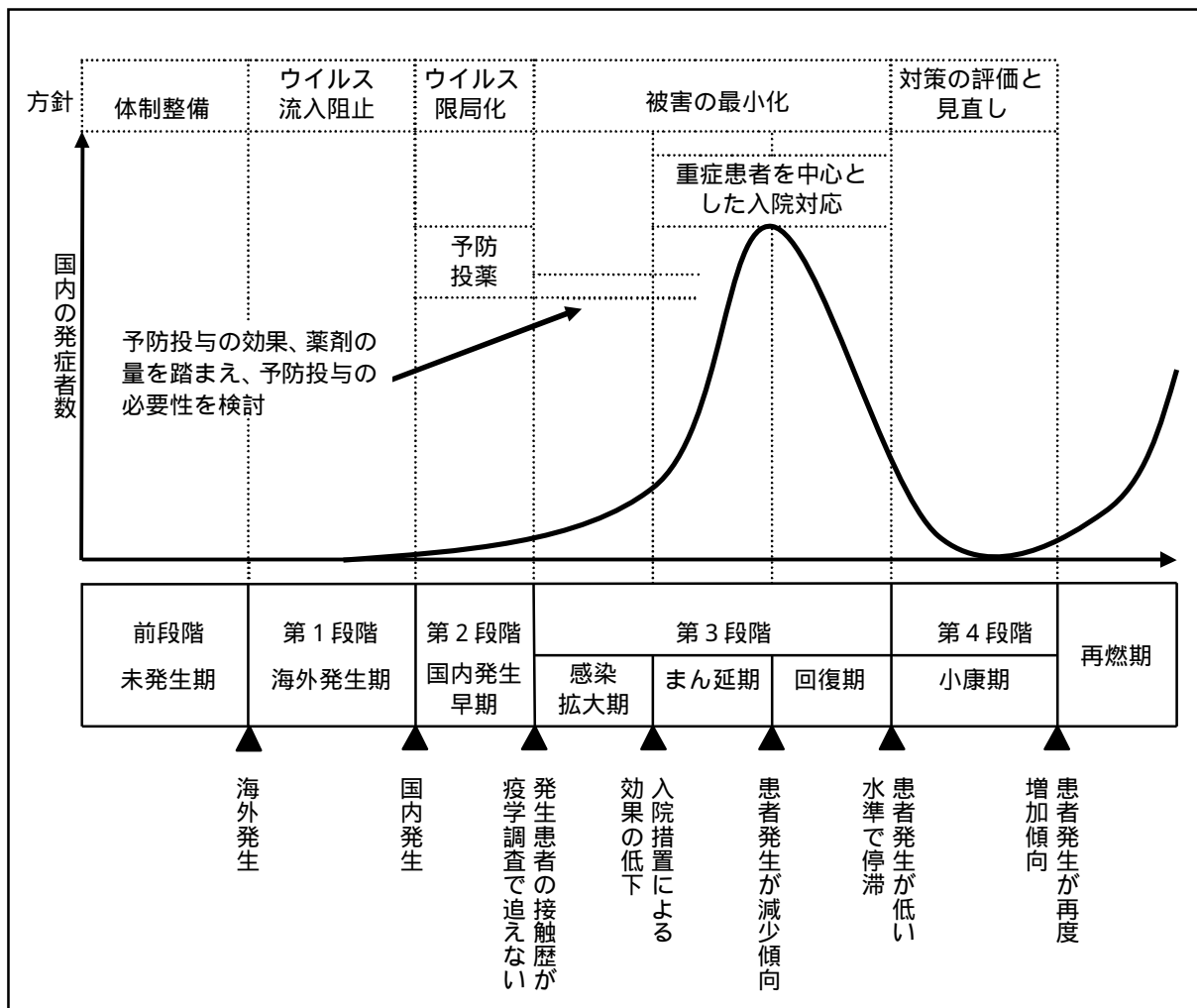
上記 ~ については最新の国の指針に基づき要請及び実施、 については不要

【 第3段階 】 ~回復期~ (ピークを越えた(患者発生が減少傾向)と判断できる状態)
〔 目標 〕
発生状況に応じた段階的な縮小
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 患者の発生状況を勘案しながら、平常体制への復帰 仮設外来を中止し、発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を縮小

【 第4段階 】 ~小康期~ (患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)
〔 目標 〕
社会・経済機能の早期回復 再流行に備えた対策の強化
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 次回の流行に備え、計画の見直しと体制強化を図る 発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を廃止

【発生段階と方針】

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第1段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第2段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第3段階		国内での患者接触歴が、疫学調査で追えなくなった場合
（県及び西宮市の判断により決定）	感染拡大期	市内及び近隣市町で新型インフルエンザが発生した場合
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった場合
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第4段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



新型インフルエンザ対策に係る国・県・市（保健所設置市）の主な役割

	新型インフルエンザ対策に係る主な役割			
	発生前		発生後	
国	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・感染症法令等の整備 渡航者への注意喚起	ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 抗インフルエンザウイルス薬備蓄	情報収集・提供 相談窓口の設置 国際的調査研究・連携 検疫強化 ワクチン製造及び接種指針作成 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定	在留邦人への対応 新型インフルエンザの症例定義作成 サーベイランスの強化
県	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・医療、検査体制	必要な防護具等の備蓄 プレパデミックワクチンの事前接種 抗インフルエンザウイルス薬備蓄	情報収集・提供 相談窓口の設置 サーベイランスの強化 感染疑い者の健康監視 新型インフルエンザ確認検査 疫学調査・患者搬送、入院勧告 地域封じ込め時の予防投与等	入院病床・発熱外来・在宅医療等医療体制の確保 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・備蓄放出決定 プレパデミックワクチン接種実施・パンデミックワクチン接種協力（副反応報告を含む）
保健所設置市	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・医療、検査体制	食料品、生活必需品等の提供体制の確保 必要な防護具等の備蓄 プレパデミックワクチンの事前接種協力 抗インフルエンザウイルス薬備蓄 （県からの配布分を保健所で備蓄）	情報収集・提供 相談窓口の設置 サーベイランスの強化 感染疑い者の健康監視 新型インフルエンザ確認検査 疫学調査・患者搬送、入院勧告 地域封じ込め時の予防投与等	入院病床・発熱外来・在宅医療等医療体制の確保 消毒活動 プレパデミックワクチン接種協力・パンデミックワクチン接種実施 埋火葬の円滑実施

インフルエンザ情報ホームページURL

【兵庫県】

世界保健機関(WHO)神戸センター <http://www.who.or.jp/indexj.html>

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12_000000003.html#h01

県立健康生活科学研究所感染症情報センター <http://www.iphes.pref.hyogo.jp/kansen/infectdis.html>

【国】

内閣官房 <http://www.cas.go.jp>

厚生労働省新型インフルエンザ関連情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報(FORTH) <http://www.forth.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/>

国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

独立行政法人 動物衛生研究所 <http://niah.naro.affrc.go.jp/index-j.html>

【海外】

世界保健機構(WHO)(英文) <http://www.who.int/csr/don/en/>

アメリカ疾病管理センター(CDC)(英文) <http://www.cdc.gov/page.do>

国際獣疫事務局(OIE)(英文) http://www.oie.int/fr/fr_index.html

